

公益財団法人東京観光財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 公益財団法人東京観光財団
- (2) 監査対象局 産業労働局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、社団法人東京コンベンション・ビジターズ・ビューロー（昭和36年10月設立の社団法人東京都観光連盟が平成9年12月に改称。平成15年10月31日に解散）の事業を引き継ぎ、平成15年10月15日に財団法人として設立された団体であり、平成23年4月、公益法人制度に基づき、財団法人から公益財団法人に移行している。

財団は、東京都の産業、技術及び歴史的、文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図ることにより、我が国の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進を目的として、主に次の事業を実施している。

- ア 東京都をはじめ我が国への来訪者とコンベンションの誘致に関する事業
- イ 東京都内の観光振興に関する事業
- ウ 観光情報の発信に関する事業
- エ 旅券申請に関する事業

(2) 組織

財団は、事務所を新宿区山吹町346番地6に置き、役員27名（理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、常務理事3名（うち都派遣職員1名）、理事17名、監事3名）（うち非常勤役員23名）及び職員48名（うち都派遣職員5名）で、3部をもって構成されている。

3 都との関係

(1) 補助金の交付

都は、財団が行う事業に対して、平成25年度に2億4,536万余円、平成26年度に3億6,565万余円を補助している。

財団に対する補助金の交付状況は、表1のとおりである。

(表1) 財団に対する補助金の交付状況

(単位：円)

補助事業名 (補助要綱名)	平成25年度		平成26年度		補助率 (負担割合)
	補助対象額	補助金額	補助対象額	補助金額	
1 都市観光支援事業(管理運営事業) (公益財団法人東京観光財団補助金交付要綱)	74,850,257	74,850,257	75,919,485	75,919,485	10/10以内 (都単独)
2 都市観光支援事業(地域振興事業) (東京都地域振興事業補助金交付要綱)	7,418,986	7,418,986	9,539,218	9,539,218	10/10以内 (都単独)
3 ウェブサイトによる情報発信事業 (東京都観光情報発信事業補助金交付要綱)	61,249,067	61,249,067	109,640,800	109,640,800	10/10以内 (都単独)
4 ウェルカムカード(注1)の作成・配布事業 (ウェルカムカード作成等事業補助金交付要綱)	101,845,235	101,845,235	107,548,996	107,548,996	10/10以内 (都単独)
5 MICE(注2)情報発信の展開事業 (東京都MICE情報発信の展開事業費補助金交付要綱)	—	—	25,316,718	25,316,718	10/10以内 (都単独)
6 MICEプロモーション基盤の強化事業 (東京都MICEプロモーション基盤強化事業費補助金交付要綱)	—	—	19,627,301	19,627,301	10/10以内 (都単独)
7 報奨旅行等(注3)誘致・開催支援事業 (東京都報奨旅行等誘致・開催支援事業費補助金交付要綱)	—	—	18,059,847	18,059,847	10/10以内 (都単独)
合計	245,363,545	245,363,545	365,652,365	365,652,365	—

(注1) ウェルカムカードとは、観光客向けに観光情報を提供するためなどに作成されるハンディガイド等をいう。

(注2) MICE(マイス)とは、企業系会議(M:Meeting ミーティング)、企業の報奨・研修旅行(I:Incentive インセンティブ)、国際会議(C:Convention コンベンション)及び展示会・イベント等(E:Exhibition/Event エキジビション・イベント)の総称をいう。

(注3) 報奨旅行等とは、MICE(マイス)のうち、企業系会議(M:Meeting ミーティング)、企業の報奨・研修旅行(I:Incentive インセンティブ)の総称をいう。

(2) 基金への出えん

都は、財団が実施するコンベンション誘致・開催支援事業の円滑な推進を図るため、財団の設置する「コンベンション開催助成基金」に対して、平成25年度及び平成26年度にそれぞれ1億800万円を出えんしている。

(3) 負担金の交付

都は、アジアからの旅行者の増加を図るため、「アジアからの旅行者誘致事業に係る協定」を財団と締結し、その負担金として、平成25年度3,923万余円及び平成26年度3,945万余円を交付している。

(4) その他の委託

都は、東京観光情報センター（都庁、京成上野、羽田空港）の管理運營業務等について委託しており、委託料は、平成25年度8億5,945万余円及び平成26年度10億9,676万余円となっている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度（平成25.4.1～平成26.3.31）及び平成26年度（平成26.4.1～平成27.3.31）の事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1) 産業労働局 平成27年10月26日及び同年11月6日
- (2) 団 体 平成27年10月27日から同年11月5日まで

第4 監査の結果

1 団体の運営について

財団は、観光振興を図るため、「海外からの旅行者誘致」、「ビジネスイベント誘致」、「地域の観光振興」、「観光情報の発信」などの各事業を行っている。

今回の監査対象は、①補助事業として、財団の管理運営費、地域振興、観光情報の提供及び都内へのMICE誘致に関するもの、②出えん金事業として、都内への国際会議の誘致・開催支援に関するもの、③負担金事業として、アジアからの旅行者の誘致に関するものとなっている。

財団が行っている補助事業等について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、別項指摘事項を除き、補助金の算定等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金の実績報告及び審査について

局は、財団に対して、東京ハンディガイドの作成等を行うウェルカムカード作成等事業について、ウェルカムカード作成等事業補助金交付要綱（平成24年3月30日付23産労観企第1073号。以下「ウェルカムカード作成等要綱」という。）により、また、国内外から

旅行者の誘致等を行うためウェブサイトの運用等を行う観光情報発信事業について、東京都観光情報発信事業補助金交付要綱（平成24年3月30日付23産労観企第1072号。以下「観光情報発信要綱」という。）により、それぞれ補助金を交付している。

ところで、この2つの補助金の執行状況について確認したところ、次のとおり不適正な点が認められた。

(ア) 補助対象経費の算定を適正に行うべきもの

ウェルカムカード作成等要綱及び観光情報発信要綱によると、補助金の額は補助対象経費の10分の10以内となっているが、事業実施に伴い得られた広告収入額については、その2分の1の額を補助対象経費から控除するとしている。

しかしながら、財団からの実績報告におけるこれらの広告収入額を見ると、ウェルカムカード作成等事業については、表2のとおり、平成25年度は150万円、平成26年度は250万円が補助対象経費から控除されていなかった。また、観光情報発信事業についても、表3のとおり、平成25年度は50万円、平成26年度は85万円が控除されていなかった。

これらは、財団が、補助金の確定時における実績報告書において控除すべき広告収入額の算定を誤ったためであり、また、局においても補助金の審査が不十分であったことによるものである。

財団は、補助金対象経費の算定を適正に行うとともに、誤って受領した補助金を返還されたい。

局は、補助金交付額の確定に当たり審査事務を適正に行うとともに、財団に対して補助金の返還を求められたい。

(公益財団法人東京観光財団)

(産業労働局)

(表2) ウェルカムカード作成等事業の補助金額のうち、補助対象経費から控除すべきであった広告収入額
(単位:円)

年度 (平成)	本来控除されるべきであった広告収入額 A	誤って控除された広告収入額 B	控除されていなかった広告収入額 A-B
25	4,702,000	3,202,000	1,500,000
26	4,239,000	1,739,000	2,500,000

(表3) 観光情報発信事業の補助金額のうち、補助対象経費から控除すべきであった広告収入額
(単位:円)

年度 (平成)	本来控除されるべきであった広告収入額 A	誤って控除された広告収入額 B	控除されていなかった広告収入額 A-B
25	638,400	138,400	500,000
26	2,757,115	1,907,115	850,000

(イ) 補助金の実績報告を適正に行うべきもの

財団は、ウェルカムカード作成等事業及び観光情報発信事業を実施するために、表4のとおり、業務を委託している。これらの契約は、平成25年度に契約を締結し、同年度中に履行完了している。これらの経費について、財団は、平成25年度の補助金として申請し、実績報告すべきところを、誤って平成26年度の事業として実績報告を行い、局も誤って平成26年度の補助金として、32万1,720円を支出していることが認められた。

しかしながら、平成25年度に実施した事業について、平成26年度の補助事業とすることは適正でない。

財団は、補助金の実績報告を適正に行うとともに、年度を誤って申請し、受領した補助金を返還されたい。

局は、補助金交付額の確定に当たり審査事務を適正に行うとともに、財団に対して補助金の返還を求められたい。

(公益財団法人東京観光財団)

(産業労働局)

(表4) 平成26年度の補助金で実施している平成25年度の契約

(単位：円)

事業	契約件名	契約金額	契約日	履行期限	検査日
ウェルカムカード作成等事業	平成26年度ウェルカムカードの原版(地図部分含む)製作委託における翻訳内容の評価・採点業務の委託	267,120	平成26年2月25日	平成26年3月18日	平成26年3月18日
観光情報発信事業	平成26年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」内美術館・博物館ページのコンテンツ製作業務委託における翻訳内容の評価・採点業務の委託	23,100	平成26年3月11日	平成26年3月12日	平成26年3月12日
	平成26年度SNSアカウント(インドネシア語・ベトナム語によるFacebook)運営業務委託における翻訳内容の評価・採点業務の委託	31,500	平成26年3月20日	平成26年3月26日	平成26年3月26日
合計		321,720	—		

第5 運営状況の概要

1 財政面から見た都との関係

財団の会計は、公益事業を経理する公益目的事業会計、収益事業等を経理する収益事業等会計及び法人会計の3会計で構成されている。

財団の各会計における収支の状況について、平成25年度は表5のとおり、また平成26年度は表6のとおりである。平成26年度において、その財源に占める都からの収入の割合は93.7%となっている。

(表5) 平成25年度における財団の各会計に係る収支の内訳

(単位：千円)

項目	合計	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計
平成25年度収入額	1,249,963	1,180,893	68,449	620
都からの収入 (割合%)	1,144,051 (91.5%)	1,093,626 (92.6%)	50,424 (73.7%)	0 (0%)
補助金等収入	284,599	284,599	0	0
受託事業収入	859,451	809,027	50,424	0
他の収入 (割合%)	105,912 (8.5%)	87,266 (7.4%)	18,025 (26.3%)	620 (100%)
支出額	1,282,003	1,219,358	59,613	3,031

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。以下同じ。

(表6) 平成26年度における財団の各会計に係る収支の内訳

(単位：千円)

項目	合計	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計
平成26年度収入額	1,603,442	1,531,962	70,290	1,189
都からの収入 (割合%)	1,501,873 (93.7%)	1,449,616 (94.6%)	51,846 (73.8%)	409 (34.5%)
補助金等収入	405,108	404,698	0	409
受託事業収入	1,096,764	1,044,918	51,846	0
他の収入 (割合%)	101,569 (6.3%)	82,345 (5.4%)	18,444 (26.2%)	780 (65.5%)
支出額	1,601,847	1,537,835	60,900	3,111

2 補助事業等について

(1) 補助事業

補助事業の実績は、表7のとおりである。

(表7) 補助事業の実績

補助事業名 事業の概要		主な実績	
		平成25年度	平成26年度
1	都市観光支援事業(管理運営事業) 財団が補助事業を実施するために必要な人件費の一部を補助するもの	○管理運営費 74,850,257円 ・対象者 役員1名、都派遣職員6名 (役員1、課長3、一般2) 計7名	○管理運営費 75,919,485円 ・対象者 役員1名、都派遣職員6名 (役員1、課長3、一般2) 計7名
2	都市観光支援事業(地域振興事業) 都内を対象として行われる公益を目的とした地域観光振興事業に対して補助するもの	○助成金 7,418,986円 ・助成件数 11件	○助成金 9,539,218円 ・助成件数 18件
3	ウェブサイトによる情報発信事業 都内を対象として行われる公益を目的とした観光情報発信事業に対して補助するもの	○観光情報発信事業 61,249,067円 ・東京の観光公式サイト 「GO TOKYO」の運営 8言語9種類	○観光情報発信事業 109,640,800円 ・東京の観光公式サイト 「GO TOKYO」の運営 9言語10種類
4	ウェルカムカードの作成・配布事業 都内を対象として行われる公益を目的としたウェルカムカード作成等に対して補助するもの	○ウェルカムカード作成事業 101,845,235円 ・ハンデマップ [°] 146万余部 ・ハンデガイド [°] 151万余部 ・エリアマップ [°] 92万余部	○ウェルカムカード作成事業 107,548,996円 ・ハンデマップ [°] 192万余部 ・ハンデガイド [°] 164万部 ・エリアマップ [°] 100万部
5	MICE情報発信の展開事業 都内でのMICE誘致を促進するために行われる公益を目的とした情報発信事業に対して補助するもの	—	○事業費 17,734,718円 ・報奨旅行等販促ブックレット作成 1,500部 ○人件費 7,582,000円
6	MICEプロモーション基盤の強化事業 都内へのMICE誘致を促進するために行う公益を目的としたプロモーション基盤の強化事業に対して補助するもの	—	○事業費 4,463,301円 ・「ベストシティーズ・グローバルアライアンス」(注)加盟 ○人件費 15,164,000円
7	報奨旅行等誘致・開催支援事業 都内での報奨旅行等の開催件数の増加を図るために行われる公益を目的とした誘致・開催支援事業に対して補助するもの	—	○誘致支援事業費 4,602,472円 ・助成件数 7件 ○開催支援事業費 5,669,330円 ・助成件数 10件 ○事務費 7,788,045円

(注)「ベストシティーズ・グローバルアライアンス」は、国際会議誘致に積極的に取り組む主要都市のコンベンション・ビューローからなる。加盟都市が相互に持つ知見や情報の共有を通じ、会員都市の国際会議誘致を拡大させていくため、平成12年(2000年)に設立された組織である。本部はマレーシア。平成26年4月14日現在、11団体加盟

(2) 出えんによる基金事業

出えんによる基金事業の実績は、表 8 のとおりである。

(表 8) 出えんによる基金事業の実績

基金名 (出えん契約名)	助成事業名	年度 (平成)	主な実績	基金の増減 (円)	
コンベンション 開催助成基金 (コンベンション誘致・開催支援事業の実施に係る出えん契約)	コンベンション誘致資金助成事業	25	[交付決定] 5件 8,400,000円 [助成] 5件 7,766,081円	前期繰越 0 基金受高 8,000,000 取崩額 7,766,081 残金(繰越) 233,919	
		26	[交付決定] 1件 1,617,500円 [助成] 1件 116,066円	前期繰越 233,919 基金受高 8,000,000 取崩額 116,066 残金(繰越) 8,117,853	
	コンベンション開催資金助成事業	25	[交付決定] 5件 16,600,000円 [助成] 3件 7,181,045円	前期繰越 117,500,000 基金受高 65,000,000 取崩額 7,181,045 残金(繰越) 175,318,955	
		26	[交付決定] 1件 20,000,000円 [助成] 5件 16,600,000円	前期繰越 175,318,955 基金受高 65,000,000 取崩額 16,600,000 残金(繰越) 223,718,955	
	コンベンション開催支援プログラム(誘致支援事業)	25	[交付決定] 0件 [助成] 0件	前期繰越 0 基金受高 35,000,000 取崩額 0 残金(繰越) 35,000,000	
		26	[交付決定] 0件 [助成] 0件	前期繰越 35,000,000 基金受高 35,000,000 取崩額 0 残金(繰越) 70,000,000	
	合計		25	[交付決定] 10件 25,000,000円 [助成] 8件 14,947,126円	前期繰越 117,500,000 基金受高 108,000,000 取崩額 14,947,126 残金(繰越) 210,552,874
			26	[交付決定] 2件 21,617,500円 [助成] 6件 16,716,066円	前期繰越 210,552,874 基金受高 108,000,000 取崩額 16,716,066 残金(繰越) 301,836,808

(3) 負担金事業

「アジアからの旅行者誘致事業に係る協定」に基づく負担金事業の実績は、表9のとおりである。

対象経費は、海外一般市民向け又は海外旅行事業者向けのプロモーションに係る事業費であり、都はその一部を負担している。

(表9) 「アジアからの旅行者誘致事業に係る協定」に基づく負担金事業の実績 (単位：円)

年度 (平成)	事業内容	主な実績	事業費内訳	負担金額
25	中国での広告を活用したプロモーションの実施	インターネットや現地旅行会社8社の活用によるプロモーションの実施	11,475,424	39,236,000
	中国、マレーシア、台湾、タイにおける東京の観光情報の提供及びPRの実施	各国で開催された旅行博に出展し、現地旅行事業者にセールスコール35件を実施	16,281,861	
	海外旅行事業者の招聘	中国、タイ、マレーシアの旅行事業者20社を招聘し、商談会を実施	8,532,471	
	韓国、香港、シンガポールにおける販売支援	各地域における記事広告、販売支援広告の実施等	7,274,692	
	合計		43,564,448	
26	タイでの広告を活用したプロモーションの実施	インターネットや現地旅行会社6社の活用によるプロモーションの実施	11,774,158	39,456,000
	中国、マレーシア、台湾、タイにおける東京の観光情報の提供及びPRの実施	各国で開催された旅行博に出展し、現地旅行事業者にセールスコール29件を実施	16,731,794	
	海外旅行事業者の招聘	中国、タイの旅行事業者15社を招聘し、商談会を実施	9,286,530	
	韓国、香港、シンガポールにおける販売支援	各地域における記事広告、販売支援広告の実施等	6,431,478	
	合計		44,223,960	